

標準単価適用の考え方(参考資料)

1 消費税について

その1

主に、森林組合等事業体の受託事業に適用する。

* 資材費にのみ消費税

その2

主に、市町村事業等の請負事業に適用する。

* 資材費及び人件費に消費税

その3

本則課税(原則課税)事業者が実施する事業に適用する。

* 消費税抜き

注意

- (1) 森林組合受託事業にあっても、委託者が本則課税事業者であれば「その3」を適用
- (2) 市町村事業及び受託事業者が作業道を請負に付した場合は、実際に要した経費と標準単価で積算した経費と比較し、安い方を適用する旨を国の基準で定められており、標準単価が適用されない場合がある。

2 間接費について

- (1) 間接費は現場監督費及び社会保険料等から構成されている。
- (2) 現場監督費は事業の実行に直接必要な作業が雇用労務により実施される場合の当該雇用される労働者の管理等のために必要な経費で、事業の実行に直接必要な作業が現場労働者により実施された場合に、標準単価の20%に相当する額を加算できる。
- (3) 社会保険料等は、事業に従事した現場労働者について社会保険等(労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金及び退職金共済制度)の加入状況に応じて、標準単価の0-17%に相当する額を加算できる。

3 間伐(保育間伐、更新伐も同様)の区分について

間伐①…安芸・高知流域に限定する。(安芸・中央東林業事務所管内)

間伐②…嶺北仁淀流域に限定する。(嶺北・中央西林業(振興)事務所管内)

間伐③…四万十川流域に限定する。(須崎・幡多林業事務所管内)